

## 文化政策部会の設置について

平成 22 年 2 月 10 日  
文化審議会決定

### 1 設置の趣旨

文化審議会令第 6 条第 1 項（平成 12 年 6 月 7 日政令第 281 号）及び文化審議会運営規則（平成 22 年 2 月 10 日文化審議会決定）第 4 条第 1 項の規定に基づき、文化審議会に、文化の振興に関する基本的な政策の形成に係る重要事項に関し調査審議を行うため、文化政策部会を設置する。

### 2 調査審議事項

- (1) 文化の振興に関する基本的な政策の形成に係る重要事項について
- (2) その他

### 3 構成

会長が指名する委員、臨時委員及び専門委員により構成する。